

健康福祉委員会資料

(健康福祉局関係)

1 平成30年第2回定例会提出予定議案の説明

(5) 議案第90号 川崎市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

資料1 議案第90号 川崎市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

資料2 介護サービス情報公表制度について

資料3 新旧対照表

平成30年5月30日

健康福祉局

議案第 90 号 川崎市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

改正内容

1 介護サービス情報の公表又は調査に係る手数料の新設

(1) 改正理由

神奈川県においては、介護サービス情報の公表又は調査に係る手数料を設定しているところ、平成 30 年度から当該公表等に係る事務が本市に権限移譲されたことから、本市においても、当該公表又は調査に係る手数料を設定する

(2) 手数料

ア 介護サービス情報の報告に係る公表 5,000円

イ 介護サービス情報の報告に係る調査 20,000円

2 介護医療院の開設の許可等の申請に係る手数料の新設

(1) 改正理由

本市においては、応益負担の観点から、指定居宅サービス事業者の指定等の申請に対して手数料を設定しているところ、平成 30 年度から介護医療院が創設されたため、介護医療院の許可等の申請についても手数料を設定する

※介護医療院

要介護者であって、主として長期にわたり療養が必要である者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことを目的とする施設

(2) 手数料

ア 開設の許可の申請 63,000円

イ 変更（構造設備の変更を伴うものに限る。）の許可の申請 33,000円

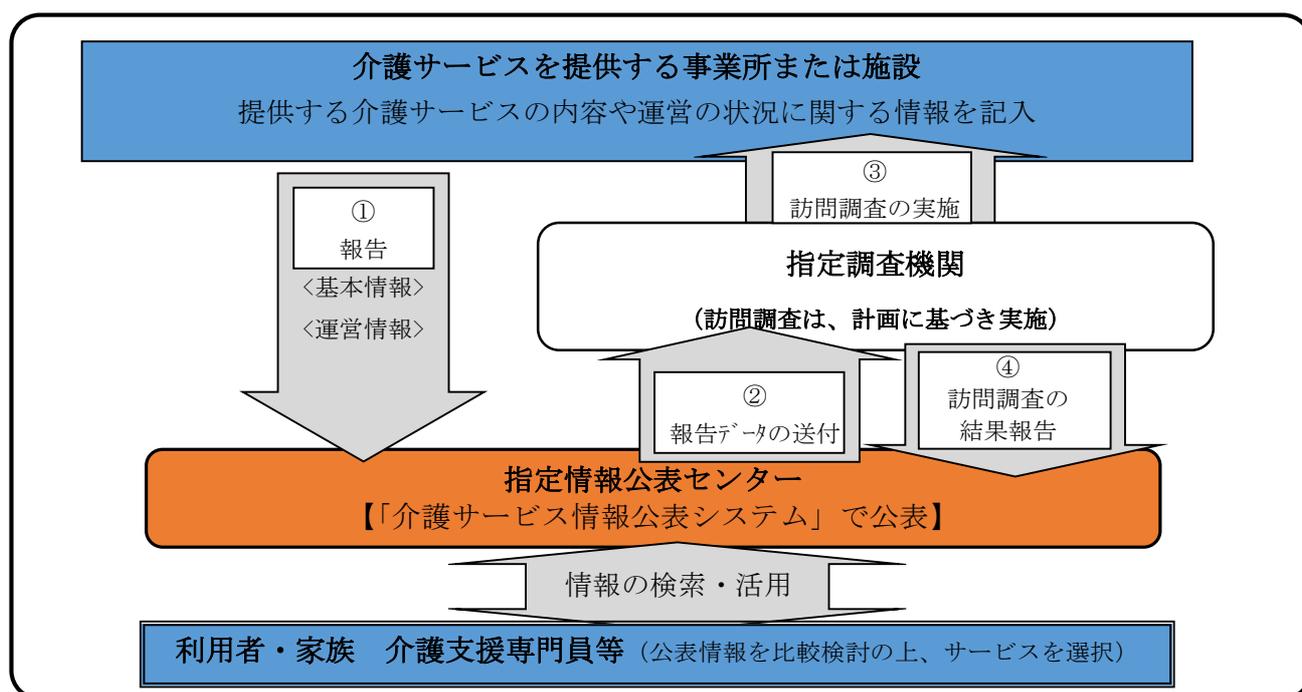
ウ 開設の許可の更新の申請 25,000円

介護サービス情報公表制度について

当該制度は、介護保険法（115条の35以下）に基づき、平成18年4月から都道府県において開始され、専用のウェブサイト（国の情報公表システム）に事業所情報を事業者自らの責任において公表することが義務付けられた。これにより、「利用者」が介護サービスや事業所・施設を比較・検討して適切に選択できるようになること、また「事業者」においては、自らが提供する介護サービスの内容や運営状況等に関して、利用者による適切な評価が行われ、より良い事業者が適切に選択されるようになることを目的とした制度である。なお、利用者保護等の観点から、都道府県知事が必要と認める場合は（もしくは計画等により）、当該情報の根拠となる事実を調査することができる。

当該制度に係る事務・権限については、「地方自治法施行令の一部を改正する政令（平成30年3月28日公布、4月1日施行）」により、道府県から指定都市に移譲されている。

【介護サービス情報の公表の基本的な仕組み】



- ① 介護サービス事業所が基本情報と運営情報を報告
- ② 介護サービス事業所からの報告データを送付
- ③ 調査員による訪問調査（新規事業所、3年毎及び市長が必要と認める場合）
- ④ 調査結果を報告

川崎市介護保険条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市介護保険条例 平成12年3月24日条例第25号 (手数料)</p> <p>第19条 市長は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1) 法第70条第1項の規定に基づく指定居宅サービス事業者の指定の申請に対する審査</p> <p>ア 通所介護、通所リハビリテーション又は特定施設入居者生活介護に係る指定 1件につき 30,000円</p> <p>イ その他の居宅サービスに係る指定 1件につき 20,000円</p> <p>(2) 法第70条の2第4項において準用する法第70条第1項の規定に基づく指定居宅サービス事業者の指定の更新の申請に対する審査 1件につき 10,000円</p> <p>(3) 法第78条の2第1項の規定に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定の申請に対する審査</p> <p>ア 定期巡回・随時対応型訪問介護看護又は夜間対応型訪問介護に係る指定 1件につき 20,000円</p> <p>イ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定 1件につき 45,000円</p> <p>ウ その他の地域密着型サービスに係る指定 1件につき 30,000円</p> <p>(4) 法第78条の12において読み替えて準用する法第70条の2第4項において準用する法第78条の2第1項の規定に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定の更新の申請に対する審査</p> <p>ア 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の更新 1件につき 25,000円</p> <p>イ その他の地域密着型サービスに係る指定の更新 1件につき 10,000円</p>	<p>○川崎市介護保険条例 平成12年3月24日条例第25号 (手数料)</p> <p>第19条 市長は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1) 法第70条第1項の規定に基づく指定居宅サービス事業者の指定の申請に対する審査</p> <p>ア 通所介護、通所リハビリテーション又は特定施設入居者生活介護に係る指定 1件につき 30,000円</p> <p>イ その他の居宅サービスに係る指定 1件につき 20,000円</p> <p>(2) 法第70条の2第4項において準用する法第70条第1項の規定に基づく指定居宅サービス事業者の指定の更新の申請に対する審査 1件につき 10,000円</p> <p>(3) 法第78条の2第1項の規定に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定の申請に対する審査</p> <p>ア 定期巡回・随時対応型訪問介護看護又は夜間対応型訪問介護に係る指定 1件につき 20,000円</p> <p>イ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定 1件につき 45,000円</p> <p>ウ その他の地域密着型サービスに係る指定 1件につき 30,000円</p> <p>(4) 法第78条の12において読み替えて準用する法第70条の2第4項において準用する法第78条の2第1項の規定に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定の更新の申請に対する審査</p> <p>ア 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の更新 1件につき 25,000円</p> <p>イ その他の地域密着型サービスに係る指定の更新 1件につき 10,000円</p>

改正後	改正前
(5) 法第79条第1項の規定に基づく指定居宅介護支援事業者の指定の申請に対する審査 1件につき 20,000円	(5) 法第79条第1項の規定に基づく指定居宅介護支援事業者の指定の申請に対する審査 1件につき 20,000円
(6) 法第79条の2第4項において準用する法第79条第1項の規定に基づく指定居宅介護支援事業者の指定の更新の申請に対する審査 1件につき 10,000円	(6) 法第79条の2第4項において準用する法第79条第1項の規定に基づく指定居宅介護支援事業者の指定の更新の申請に対する審査 1件につき 10,000円
(7) 法第86条第1項の規定に基づく指定介護老人福祉施設の指定の申請に対する審査 1件につき 45,000円	(7) 法第86条第1項の規定に基づく指定介護老人福祉施設の指定の申請に対する審査 1件につき 45,000円
(8) 法第86条の2第4項において準用する法第86条第1項の規定に基づく指定介護老人福祉施設の指定の更新の申請に対する審査 1件につき 25,000円	(8) 法第86条の2第4項において準用する法第86条第1項の規定に基づく指定介護老人福祉施設の指定の更新の申請に対する審査 1件につき 25,000円
(9) 法第94条第1項の規定に基づく介護老人保健施設の開設の許可の申請に対する審査 1件につき 63,000円	(9) 法第94条第1項の規定に基づく介護老人保健施設の開設の許可の申請に対する審査 1件につき 63,000円
(10) 法第94条第2項の規定に基づく介護老人保健施設の変更（構造設備の変更を伴うものに限る。）の許可の申請に対する審査 1件につき 33,000円	(10) 法第94条第2項の規定に基づく介護老人保健施設の変更（構造設備の変更を伴うものに限る。）の許可の申請に対する審査 1件につき 33,000円
(11) 法第94条の2第4項において準用する法第94条第1項の規定に基づく介護老人保健施設の開設の許可の更新の申請に対する審査 1件につき 25,000円	(11) 法第94条の2第4項において準用する法第94条第1項の規定に基づく介護老人保健施設の開設の許可の更新の申請に対する審査 1件につき 25,000円
(12) 健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第107条の2第4項において準用する同法第107条第1項の規定に基づく指定介護療養型医療施設の指定の更新の申請に対する審査 1件につき 25,000円	(12) 健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第107条の2第4項において準用する同法第107条第1項の規定に基づく指定介護療養型医療施設の指定の更新の申請に対する審査 1件につき 25,000円
<u>(13) 法第107条第1項の規定に基づく介護医療院の開設の許可の申請に対する審査 1件につき 63,000円</u>	<u>(新設)</u>
<u>(14) 法第107条第2項の規定に基づく介護医療院の変更（構造設備の変更を伴うものに限る。）の許可の申請に対する審査 1件につき 33,000円</u>	<u>(新設)</u>

改正後	改正前
<p><u>(15) 法第108条第4項において準用する法第107条第1項の規定に基づく介護医療院の開設の許可の更新の申請に対する審査 1件につき25,000円</u></p> <p><u>(16) 法第115条の2第1項の規定に基づく指定介護予防サービス事業者の指定の申請に対する審査</u> ア 介護予防通所リハビリテーション又は介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定 1件につき 15,000円 イ その他の介護予防サービスに係る指定 1件につき 10,000円</p> <p><u>(17) 法第115条の11において読み替えて準用する法第70条の2第4項において準用する法第115条の2第1項の規定に基づく指定介護予防サービス事業者の指定の更新の申請に対する審査 1件につき 10,000円</u></p> <p><u>(18) 法第115条の12第1項の規定に基づく指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の申請に対する審査 1件につき 15,000円</u></p> <p><u>(19) 法第115条の21において読み替えて準用する法第70条の2第4項において準用する法第115条の12第1項の規定に基づく指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の更新の申請に対する審査 1件につき10,000円</u></p> <p><u>(20) 法第115条の22第1項の規定に基づく指定介護予防支援事業者の指定の申請に対する審査 1件につき 10,000円</u></p> <p><u>(21) 法第115条の31において読み替えて準用する法第70条の2第4項において準用する法第115条の22第1項の規定に基づく指定介護予防支援事業者の指定の更新の申請に対する審査 1件につき 10,000円</u></p> <p><u>(22) 法第115条の35第2項の規定に基づく同条第1項の規定による介護サービス情報の報告に係る公表 1件につき 5,000円</u> <u>政令第37条の2第1項に規定する介護サービス情報の報告に関する計画に従い複数の介護サービス情報の報告を一括して行うものとされている場合は、1件とみなす。</u></p> <p><u>(23) 法第115条の35第3項の規定に基づく同条第1項の規定による介護</u></p>	<p><u>(新設)</u></p> <p><u>(13) 法第115条の2第1項の規定に基づく指定介護予防サービス事業者の指定の申請に対する審査</u> ア 介護予防通所リハビリテーション又は介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定 1件につき 15,000円 イ その他の介護予防サービスに係る指定 1件につき 10,000円</p> <p><u>(14) 法第115条の11において読み替えて準用する法第70条の2第4項において準用する法第115条の2第1項の規定に基づく指定介護予防サービス事業者の指定の更新の申請に対する審査 1件につき 10,000円</u></p> <p><u>(15) 法第115条の12第1項の規定に基づく指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の申請に対する審査 1件につき 15,000円</u></p> <p><u>(16) 法第115条の21において読み替えて準用する法第70条の2第4項において準用する法第115条の12第1項の規定に基づく指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の更新の申請に対する審査 1件につき10,000円</u></p> <p><u>(17) 法第115条の22第1項の規定に基づく指定介護予防支援事業者の指定の申請に対する審査 1件につき 10,000円</u></p> <p><u>(18) 法第115条の31において読み替えて準用する法第70条の2第4項において準用する法第115条の22第1項の規定に基づく指定介護予防支援事業者の指定の更新の申請に対する審査 1件につき 10,000円</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>

改正後	改正前
<p><u>サービス情報の報告に係る調査 1件につき 20,000円</u> <u>政令第37条の5第1項に規定する介護サービス情報の調査事務に関する計画に従い複数の介護サービス情報の調査を一括して行うものとされている場合は、1件とみなす。</u></p> <p><u>(24)</u> 法第115条の45の5第1項の規定に基づく指定事業者の指定の申請に対する審査</p> <p>ア 第1号訪問事業（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）第140条の63の6の規定に基づき同条第2号に該当する基準として市長が定めるものによる第1号訪問事業であって市長が別に定めるものを除く。次号において同じ。）に係る指定 1件につき 10,000円</p> <p>イ 第1号通所事業（省令第140条の63の6の規定に基づき同条第2号に該当する基準として市長が定めるものによる第1号通所事業であって市長が別に定めるものを除く。次号において同じ。）に係る指定 1件につき 15,000円</p> <p><u>(25)</u> 法第115条の45の6第4項において準用する法第115条の45の5第1項の規定に基づく指定事業者の指定の更新の申請に対する審査</p> <p>ア 第1号訪問事業に係る指定の更新 1件につき 10,000円</p> <p>イ 第1号通所事業に係る指定の更新 1件につき 10,000円</p> <p>2 前項の手数料は、申請、<u>報告又は調査</u>の際、申請<u>若しくは報告</u>をする者<u>又は調査を受ける者</u>から徴収する。</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の手数料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(1) 官公署からの申請によるとき。</p> <p>(2) その他市長が減額又は免除を適当と認めるとき。</p> <p>4 既納の手数料は、還付しない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。</p>	<p><u>(19)</u> 法第115条の45の5第1項の規定に基づく指定事業者の指定の申請に対する審査</p> <p>ア 第1号訪問事業（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）第140条の63の6の規定に基づき同条第2号に該当する基準として市長が定めるものによる第1号訪問事業であって市長が別に定めるものを除く。次号において同じ。）に係る指定 1件につき 10,000円</p> <p>イ 第1号通所事業（省令第140条の63の6の規定に基づき同条第2号に該当する基準として市長が定めるものによる第1号通所事業であって市長が別に定めるものを除く。次号において同じ。）に係る指定 1件につき 15,000円</p> <p><u>(20)</u> 法第115条の45の6第4項において準用する法第115条の45の5第1項の規定に基づく指定事業者の指定の更新の申請に対する審査</p> <p>ア 第1号訪問事業に係る指定の更新 1件につき 10,000円</p> <p>イ 第1号通所事業に係る指定の更新 1件につき 10,000円</p> <p>2 前項の手数料は、申請の際、申請をする者から徴収する。</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の手数料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(1) 官公署からの申請によるとき。</p> <p>(2) その他市長が減額又は免除を適当と認めるとき。</p> <p>4 既納の手数料は、還付しない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。</p>

改正後	改正前
<p data-bbox="152 225 734 304"><u>附 則（平成30年 6 月 日条例 号）</u> <u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>	<p data-bbox="1153 225 1265 304"><u>（新設）</u> <u>（新設）</u></p>